

# 茂原市ネーミングライツ導入ガイドライン

令和8年7月

## 1. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、茂原市が保有する公共施設等においてネーミングライツ（命名権）事業を実施するにあたり、その基本的な考え方、募集方法、対象施設の選定基準等を定めるものです。本事業は、茂原市有財産等を広告媒体として活用し、新たな財源の確保、施設の持続可能な運営、市民サービスの向上および地域経済の活性化を図ることを目的とします。

## 2. ネーミングライツ制度の概要

ネーミングライツとは、市と民間事業者等との契約により、対象施設等に使用する愛称の命名権を付与することをいいます。市は決定した愛称を積極的に使用しますが、条例等で定める正式名称は変更しません。また、ネーミングライツ料（対価）については、原則として、当該対象施設の維持管理費や運営費、市民サービスの向上に充てるものとします。

## 3. 対象施設等の選定

実施の目的を踏まえ、次に掲げる条件等を考慮して選定します。

- ①知名度が高く、多くの利用者が見込めること。
- ②対象施設の設置目的の妨げにならないこと。
- ③市場性があり、広告媒体としての価値が見込めること。

## 4. 応募資格及び対象外要件

本事業の応募資格及び対象外要件については、「茂原市民間提案制度運用指針」の規定に基づき、次のとおりとします。

### (1) 応募資格

提案に参加する者は、提案内容を実行できる意思と能力を有する法人又は個人事業主（単独又は共同事業者）とします。

### (2) 欠格事項（対象外要件）

「茂原市民間提案制度運用指針」4の(3)「民間事業者の参加資格要件」に掲げる各号（地方自治法施行令に基づく欠格事項、指名停止措置、税滞納、暴力団排除措置、宗教・政治活動目的等）のいずれかに該当する者は、応募することができません。

## 5. 愛称の条件

命名する愛称は、市民や利用者が親しみやすく、呼びやすいものとし、次の基準を遵守しなければなりません。

### (1) 禁止事項

- ①法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの。
- ②人権侵害、名誉毀損、差別的な表現を含むもの。
- ③個人の氏名（名刺広告的利用）や社会問題についての主義主張を含むもの。
- ④青少年の健全育成に有害なもの。
- ⑤誇大広告や虚偽の内容を含むもの。

### (2) 遵守事項

- ①契約期間内の愛称変更は原則として認めないこと。
- ②特定の地名など、施設特定に必要なキーワードを含める等の条件を付す場合があること。

## 6. 審査及び交渉権者の選定

### (1) 資格審査

提出書類に基づき、民間事業者の資格要件等を確認し、参加資格の審査を行います。要件等を満たしている提案を有効な提案と判断し、通知します。

## (2) 提案審査

有効と判断された提案の内容について、本市が設置する「提案審査会」において、民間事業者のプレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に審査を行います。審査においては、ネーミングライツ料のほか、企業の信頼性、愛称の親和性、地域貢献等を評価し、最も優れた提案を行った民間事業者を「交渉権者」として選定します。

## (3) 審査結果の通知

提案を行った民間事業者には、結果を文書又は電子メールで通知するとともに市ウェブサイト公表します。

# 7. 協定締結・詳細協議及び契約

## (1) 協定締結・詳細協議

本市と交渉権者は、事業化に向けた条件等について詳細な協議を行うとともに、双方の義務等を定めた協定を締結します。

## (2) 契約締結

詳細協議の結果、協議が合意に至った場合は、本市と随意契約を締結します。

## (3) 費用負担区分

①事業者負担：看板の新設・変更費用、契約終了時の原状回復費用、看板の維持管理費。

②市負担：市が作成するパンフレット、ウェブサイト等の表示変更費用。

# 8. 指定管理者制度導入施設に係る留意事項

指定管理者制度を導入している、または導入予定の施設におけるネーミングライツの取り扱いは次の通りとします。

## (1) 既存の指定管理者施設での実施

公募前に、ネーミングライツ事業の実施について指定管理者と十分に協議し、運営への影響等を調整した上で実施します。

## (2) 新規・更新時の指定管理者募集施設

指定管理者募集要項にネーミングライツ導入の旨を明記し、周知します。

## (3) 収入の帰属

ネーミングライツ料は、原則として市の収入とします。ただし、インセンティブ付与等については別途協議により定めることができます。

# 9. 市民への周知

事業導入にあたっては、次に掲げる事項について市公式ウェブサイトや広報紙等を通じて積極的に周知し、市民の理解を得るよう努めます。

①導入の目的と使途

②決定したスポンサーおよび愛称

③契約期間および契約金額

# 10. その他

このガイドラインに定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別途募集要項等において定めます。

附則 本ガイドラインは、令和 8 年 7 月 10 日から施行します。